

3月7日以降の地域集会室のご利用について

新型コロナウイルス感染まん延防止等重点措置期間が3月21日まで延長されましたため、引き続き下記の要領でのご利用をお願い致します。

1 利用時間

午前9時から午後9時まで（午後10時までの延長利用不可）

- 2 酒類の持ち込み、飲食を伴う利用については、長時間の飲食等はお控えいただき、3密の回避、換気、会話する際のマスク着用等、基本的感染防止対策の徹底をお願い致します。

3 適用期間

令和4年3月7日（月）から同年3月21日（月）まで

※まん延防止等重点措置期間が更に延長された場合は、その内容に従って延長するものと致します。